# 伊予市協働の指針

# 【概要版】

~市民と行政がつながり共に築く社会に向けて~



令和元年12月 伊予市

# 【目 次】

| 1.  | これからの伊予市ってどうなるの・・・・                        | 1 |
|-----|--|---|
| 2.  | どんな問題が起こってくるの・・・・・                         | 1 |
| 3.  | 協働ってなに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 4.  | 協働の効果ってなに・・・・・・・・                          | 2 |
| 5.  | どんな分野が協働にふさわしいの・・・・                        | 3 |
| 6.  | 協働の形態ってどんなものがあるの・・・                        | 3 |
| 7.  | 協働の方法にはどんなものがあるの・・・                        | 4 |
| 8.  | 協働するときに守ることってあるの・・・                        | 5 |
| 9.  | 協働ってどうやって進めていくの・・・・                        | 6 |
| 1 C | ). 伊予市の支援策ってあるの・・・・・・                      | 7 |
| 1 1 | . おわりに・・・・・・・・・・                           | 8 |
| 0   | 用語の定義・・・・・・・・・・・                           | 8 |

# ①これからの伊予市ってどうなるの ②



人口減少

地域コミュニティの弱体化

少子高齢化

市民ニーズの多様化・複雑化

新たな社会問題の発生

## 【コメント】

現在、伊予市の人口は約3万7千人ですが、約20年後には、人口が約1万人減少し、65歳以上の人口が約4割に達するとの予測があります。これに伴い、地域の担い手不足が生じるなど、様々な弊害が生じてくると予想されます。また、価値観の多様化により、市民ニーズが一層多様化していくと考えられています。

# ②どんな問題が起こってくるの

空き家問題

商店街の衰退

農地の耕作放棄地化

地域環境の悪化

地域の伝統や文化の消滅

地域の支え合い活動の減少

## 【コメント】

地域の担い手の減少や連帯感の希薄化により、コミュニティが衰退し様々な弊害が生じると予想されています。また、市民ニーズの多様化や市の財政状況など様々な要因から、公的部門の全般を行政のみで担い続けることも難しくなっています。 新しい「まちづくり」(注1)の形、「協働」が求められるようになっています。 、

# ③協働ってなに



「協働」 とは、市民 (注2)、企業、団体や行政など多様な主体が、相

<u>互信頼、尊重のもと、一定の役割や責任を分担し、お互いに協力しながら「ま</u>ちづくり」に取り組むことを意味します。

### 【コメント】

個人の価値観が多様化・複雑化するなかで、市民ニーズに応じた行政サービスが 提供されるためには、直接、市民の皆さんが行政に参画 (注3) していただくと共に、 「まちづくり」の担い手として「協働」していただくことが重要になっています。

# ④協働の効果ってなに



## 市民(団体等)のメリット

市民ニーズに応じた行政サービスが受けられるようになります。また、活動に対する社会的な理解や評価が高まります。

## 地域社会のメリット

まちづくりへの関心や参加意識が高まることで、地域における自己実現や 生きがいづくりの機会が広がります。また、連帯感が深まることで、安全安心 な地域の形成が図られます。

## 行政のメリット

市民ニーズの的確な把握により、効果的な行政サービスの提供が可能となるため、行政の効率化が図られます。また、市民との信頼関係の構築や職員の意識改革が図られます。

## 【コメント】

市民と行政が連携することで、様々なメリットや効果が期待されています。



# ⑤どんな分野が協働にふさわしいの®



地域の実情に合わせ、 きめ細やかで柔軟な対 応が必要な分野(高齢 者支援等)

地域社会との密接な 連携が必要な分野 (防犯・防災等) 特定分野の専門性など、行政とは異なる発想でのサービスが期待できる分野(文化・芸術等)

合意形成が必要な分野 (まちの環境を守るル ールづくり等) 今までに行政が取り組 んだことがない先駆的 な事業

## 【コメント】

協働による事業効果があらわれやすい分野になります。

ただし、社会状況や市民ニーズの変化に合わせて、柔軟に取り組む必要があります。

# ⑥協働の形態ってどんなものがあるの

#### 市民の領域

行政の領域

|    |                       | 新しい<br>化により市民及び協<br>組織が行う方が効率        |   |                                       | 行政が行なう方<br>が効率的で市民<br>では担えない公<br>共サービス |
|----|-----------------------|--------------------------------------|---|---------------------------------------|--|
| 主体 | 市民                    | 市民主導                                 | 市民と行政市民・行政対等                            | 行政主導                                  | 行 政                                    |
| 内容 | 市民の責任と主体性によって独自に行なう領域 | 市民の主体性の<br>もとに行政の協<br>カによって行な<br>う領域 | 協働の範<br>市民と行政がそれぞれの主体性<br>のもとに連携して行なう領域 | 田<br>行政の主導により、市民の協力<br>や参加を得て行<br>う領域 | 行政の責任と主体性によって独自に行なう領域                  |

## 【コメント】

まちづくりを行う場合、市民、行政それぞれに、得意な分野や効率的な分野があります。取り組む際には、どのような形態(市民主導・行政主導等)がふさわしいな、考えてみましょう。

# ⑦協働の方法にはどんなものがあるの

|         | 実施方法  | 特 徴  |
|---------|-------|--|
| 市民主導    | 後援    | 市民が行なうべき事業において、行政がその事業の趣旨に賛<br>同し、認知度や信頼度などの側面的な支援を行なう目的で市<br>の名義使用を認める方法。 |
|         | 補助    | 市民が行なう公益性の高い事業に対し、行政が課題や目的を  |
|         | 助成    | 共有した上で、補助金や助成金などを交付し支援する方法。  |
|         | 共催    | 市民と行政が主催者として行う共同事業において、双方が責  |
|         |       | 任を分担しながら、お互いの知識や経験、能力、人的ネットワ   |
|         |       | ークを活用して、事業の企画や運営を実施する方法。   |
| 実 施     |       | 関係する市民や行政などが対等な立場で組織した団体で、社  |
|         | 実行委員会 | 会的責任を共有しながら、お互いの知識や経験、人的ネット  |
|         |       | ワーク等を持ち寄り、事業を実施する方法。   |
|         |       | 行政が行なうべき事業のうち、市民の先駆性・専門性・柔軟性   |
|         | 委託    | などを生かした方がより効果が期待できる事業について、行  |
|         |       | 政が市民に業務依頼(委託)する方法。   |
|         |       | 地方自治体が所管する公の施設について、民間が持つノウハ  |
| 行政主導    | 指定管理  | ウを活用し、市民サービスの向上と管理運営における効率化  |
| 110011  |       | を図ることを目的として民間事業者に委ねる方法。  |
|         |       | 市民と行政がお互いのノウハウ、人材、情報などを提供しあ  |
| 市民・行政共通 | 事業協力  | い、役割分担しながら、一定期間継続的に事業を協力して実  |
|         |       | 施する方法。   |

## 【コメント】

協働によるまちづくりを行う際の実施方法になります。上にいくほど市民主導時 に、下に行くほど行政主導時に用いられる方法になります。

事業の目的や内容に応じて、適切な方法を選びましょう。

# ⑧協働するときに守ることってあるの ②



#### 【目的やプロセスの共有】

達成すべき目的やそれに至るプロセス を共有し、共通認識のもとで取り組むこ とが重要です。

#### 【対等性の確保】

市民と行政の関係は、上下ではなく、 横の関係です。対等なパートナーとして 位置づけることが必要です。

#### 【相互理解の推進】

市民と行政は、お互いの特徴や立場の 違いを理解、尊重し、信頼関係を築くこ とが重要です。

### 【自主性・自立性の確保】

市民と行政は、お互いの活動が自主的で、かつ自己責任の下で行なわれていることを自覚し、相手の活動を尊重することが必要です。

#### 【評価の実施】

市民と行政は、協働事業の成果や効果 について、自己評価や第三者からの評 価を受けることで、事業や協働の関係 を改善することが必要です。

#### 【役割の分担】

市民と行政は、効率的で効果的な取組が行われるように、お互いの特性に応じて役割分担をする必要があるとともに、責任の所在や範囲を明確にすることが必要です。

#### 【情報公開の推進】

市民と行政は、十分な情報公開を行い、協働活動の公平性や透明性を確保し、広く社会に公開することで、市民の理解を得られるよう努めることが必要です。

## 【コメント】

協働の事業を進めるためには、市民と行政がお互いの特性を理解し、共通のルールやマナーのもとで、相互に役割や責任を分担し、連携、協力していくことが重要になります。

# ⑨協働ってどうやって進めていくの ②



# 事業効果の確認 と改善

目的や効果が達成され たか確認するとともに、 各取組の段階でおきた 課題を出し合い、次回の 改善につなげましょう。

実施後

前段階

# 協働を実施するため のパートナー探し

目的を達成するため、事業効 果が期待できるパートナーを 見つけましょう。

※パートナーの例:個人、自治 会、地域団体、事業者、市民団 体、住民自治組織、行政等

目的を実現するた めの相互の役割や 責任の明確化、実 施方法の検討

事業の実施における相互の 役割や責任を明確化し、最 適な実施方法などについて 検討しましょう。

第2段階

第1段階

# 目的の共有と事業効 果の検討

目的の共有を図りながら、事 業を実施した場合に期待され る効果について検討しましょ う。

## 【コメント】

協働の取組を行うための基本的なプロセスになります。協働の経験を重ね、協働の質を 高めることで、より一層の効果が期待できます。

また、各プロセスにおいて、「協働の原則」が守られているか、確認しながら進めていく ことが必要です。

# ⑩伊予市の支援策ってあるの ②



参画と協働によって地域の課題解決に取り組む『住民自治組織』(注4)に対し、「伊予市地域まちづくり交付金」を交付し、安定的な活動が行えるよう支援を行なっています。

#### 【伊予市地域まちづくり交付金の概要】

| 項目    | 内 容                       |  |  |  |  |
|-------|---------------------------|--|--|--|--|
| 対象事業  | 住民自治組織が地域まちづくり計画に基づき行う事業  |  |  |  |  |
| 対象経費  | 住民自治組織が実施する地域づくりの事業に要する経費 |  |  |  |  |
| 交付額   | ①均等割額 100,000円            |  |  |  |  |
| 文 切 戗 | ②人口割額 100円/人              |  |  |  |  |

## 【コメント】

少子高齢化・人口減少などにより、集落の維持が困難になりつつありますが、集落単位では出来ないことでも、地域単位(主に小学校区単位)で取り組めば、様々なアイデアが生まれ、地域が抱える課題を解決することが出来るかもしれません。これからは、地域の住民力を結集し、協働することが必要不可欠な時代になってきています。

伊予市は、協働のパートナーとして、地域課題の解決に取り組む、住民自治組織の支援 を行っていきます。

# ⑪おわりに

私たちの伊予市が、活力ある「まち」でありつづけるためには、行政はもとより、市民の皆さん一人ひとりが「我がこと」として地域に関心を持ち、市民活動 (注5) に自主的・主体的に参加していただくことが重要になります。

連帯の意識が希薄化しつつある昨今、協働によって、地域の人々がつながり、 地域の人々と行政がつながることで、地域のコミュニティカが維持強化される と期待されています。

協働によって「安全安心に暮らせる伊予市」、「希望に溢れた伊予市」を実現し、 誰もが地域に愛着を持つ、そんな伊予市を共に築いていきましょう。

### 【用語の定義】

- (注 1) 「まちづくり」・・・道路、公園等の街並み整備だけでなく、防災・環境・ 福祉・文化など、暮らしをよくする様々な地域活動のこと。
- (注 2)「市民」・・・市内の居住者、勤務者、通学者、事業者、自治会等の地域組織、 NPO 法人やボランティア団体等の市民活動団体など、市内で活動する全ての 個人や団体の総称のこと。
- (注3)「参画」・・・まちづくりに関する施策や事業等において、計画、実施、評価等の過程で市民が意見や提言を行い、市政に積極的に関与すること。
- (注4)「住民自治組織」・・共同体意識の形成が可能な一定の地域(主に小学校区単位)で概ね200人以上の市民で構成された組織。その地域の課題に民主的に対応できるよう、その地域の住民のだれもが参加でき、かつ、自発的に組織される団体のこと。行政との役割や責任の分担のもと、福祉、環境、防災、教育などの公共的活動を実施する組織。
- (注5)「市民活動」・・・市民の自主的な参加によって行なわれる自発的な活動で、 営利を主たる目的とせず、多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とし た活動のこと。







# 協働の取組で元気な伊予市を!







# 伊予市協働の指針

# ~市民と行政がつながり共に築く社会へ~

令和元年12月

伊予市総務部総務課 市民協働推進室

**〒**799-3193

愛媛県伊予市米湊820番地

電話 089-982-1111

7ァックス 089-683-3681

E-mail soumu@city.iyo.lg.jp